

徳島市における「一日公正取引委員会」の開催について

令和元年12月16日 公正取引委員会事務総局 四 国 支 所

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等を置き(別紙 1 参照)、独占禁止法、下請法等の適切な運用や相談対応に努めているところ、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

四国支所管内では、本年度、徳島市において「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和2年1月29日(水) 10:00~16:00(後記3の「独占禁止法教室」を除く。)
- 2 場 所 アスティとくしま 1階 (徳島市山城町東浜傍示1-1) (後記3の「独占禁止法教室」を除く。)
- 3 内容(別紙2参照)
 - 独占禁止法講演会
 - ・ 消費者セミナー
 - 下請法基礎講習会
 - 消費稅転嫁対策特別措置法講習会
 - 入札談合等関与行為防止法(官製談合防止法)講習会
 - 地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックに関する説明会
 - 消費者団体との懇談会
 - 相談・展示コーナー
 - 独占禁止法教室(※詳細は後日発表予定。)
- ※ 独占禁止法講演会(定員75名),消費者セミナー(定員30名),下請法基礎講習会(定員75名)及び消費税転嫁対策特別措置法講習会(定員75名)はどなたでも参加できます (**参加料無料**)。参加を希望される方は、別添の出席申込書に必要事項を御記入の上、<u>1月</u>24日(金)までにファクシミリでお申込みください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局四国支所総務課

電 話 087-811-1750(代表)

FAX 087-811-1761

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

また、一日公正取引委員会は、報道機関の傍聴取材及びカメラ撮影が可能です(相談コーナーを除く。)。御希望の場合は、事前に問い合わせ先まで御連絡ください。

公正取引委員会事務総局の配置一覧

名 称	所在地	管轄(都道府県)
本 局	東京都	茨城県,栃木県,群馬県,埼玉県, 千葉県,東京都,神奈川県,新潟県, 山梨県,長野県
北海道事務所	札幌市	北海道
東北事務所	仙台市	青森県,岩手県,宮城県,秋田県, 山形県,福島県
中部事務所	名古屋市	富山県,石川県,岐阜県,静岡県,愛知県,三重県
近畿中国四国事務所	大阪市	福井県,滋賀県,京都府,大阪府, 兵庫県,奈良県,和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所	広島市	鳥取県,島根県,岡山県,広島県, 山口県
近畿中国四国事務所四国支所	高松市	徳島県,香川県,愛媛県,高知県
九州事務所	福岡市	福岡県,佐賀県,長崎県,熊本県,大分県,宮崎県,鹿児島県

名 称	所在地	管轄(都道府県)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	那覇市	沖縄県





日公正取引委員会 in 徳島市

> 日時:令和2年1月29日(水) 場所:アスティとくしま 1階

(徳島市山城町東浜傍示1番地1)

※有料駐車場(約500台分)がございますが、 なるべく公共交通機関を御利用ください。

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法等の法律を運用する国の行政機関です。 四国支所(高松市所在)は、四国各地における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の 充実を図るため、今年度、徳島市において「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催します。

11:00~12:00 第2会議室 定員75名 独占禁止法講演会 【要事前申込み】

11:00~12:00 第1会議室 定員30名

【要事前申込み】

■ 下請法基礎講習会 13:00~15:00 第2会議室 定員75名

【要事前申込み】

■ 消費税転嫁対策特別措置法講習会 15:10~16:00 第2会議室 定員75名

【要事前申込み】

■ 官製談合防止法講習会 13:00~14:30 第3会議室 定員75名

【要事前申込み・発注機関の担当者が対象】

REEL

THE CEST!

__ 地方公共団体職員のための競争政策・ 14:40~15:20 第3会議室 定員75名

独占禁止法ハンドブックに関する説明会 【要事前申込み・地方公共団体の職員が対象】

10:00~11:00 第1会議室 消費者団体との懇談会

【一般の方は参加できません。】

四国大学(令和2年1月21日),徳島大学(同年1月22日) - 独占禁止法教室(別日程・別会場)

【一般の方は参加できません。】

無料相談・パンフレット配布・展示コーナー

10:00~16:00 第1会議室 【申込み不要・どなたでも利用可能】

※独占禁止法・下請法・消費税転嫁対策特別措置法に関する相談に応じます。

《問い合わせ・申込み先》

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 (担当:総務課)

電話: 087-811-1750 FAX: 087-811-1761

公正取引委員会

ゆるキャラ「どっきん」

(※送信票は不要です。)

独占禁止法講演会,下請法基礎講習会, 消費税転嫁対策特別措置法講習会及び消費者セミナー

出席申込書

送付先 公正取引委員会事務総局四国支所 総務課 総務係 行 FAX 087-811-1761

開催日	令和2年1月29日(水)		
場 所	アスティとくしま 1階 (徳島市山城町東浜傍示1-1)		
事業者名又は個人名			
連絡窓口担当者名 (※個人の場合は不要)			
連絡先電話番号			
出席者数			
独占禁止法講演会 (11:00-12:00) 第2会議室	名(人数のみの記載で結構です。)		
下請法基礎講習会 (13:00-15:00) 第2会議室	名(人数のみの記載で結構です。)		
消費税転嫁対策特別措置法講習会 (15:10-16:00) 第2会議室	名(人数のみの記載で結構です。)		
消費者セミナー (11:00-12:00) 第1会議室	名(人数のみの記載で結構です。)		

【申込み締切日:令和2年1月24日(金)】